

社援基発0328第2号
平成31年3月28日
第1次～第5次改正
(省略)
第6次改正
社援基発1117第1号
令和7年11月17日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公印省略)

地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における
「外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業」等の実施について

「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」（平成26年9月12日医政発0912第5号、老発0912第1号、保発0912第2号、厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長連名通知）の別記2の2(11)「外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業」、(26)「外国人介護人材研修支援事業」、(27)「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」及び(33)「外国人介護人材受入施設等環境整備事業」の実施に当たって、「その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする」とされている。上記事業については、別紙により実施するので、御了知の上、都道府県庁内関係部局（外国人介護人材担当）、管内市町村（特別区を含む。）、関係団体、関係機関等に周知を願いたい。

- 別紙1 外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業実施要綱
- 別紙2 外国人介護人材研修支援事業実施要綱
- 別紙3 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要綱
- 別紙4 外国人介護人材受入施設等環境整備事業実施要綱

外国人留学生及び 1 号特定技能外国人の受入環境整備事業実施要綱

1 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業

(1) 事業の目的

介護施設等が介護福祉士養成施設の留学生に対して給付等する奨学金等の一部を助成することにより、介護福祉士資格の取得を目指す意欲ある留学生の修学期間中の支援を図り、将来当該留学生を介護の専門職として雇用しようとする介護施設等の負担を軽減することを目的とする。

(2) 実施主体

都道府県（都道府県が適当と認める団体に委託することは可能）とする。また、市区町村への補助により実施することも可能とする。

(3) 補助対象

介護福祉士資格の取得を目指し、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士試験を受験する意思のある留学生^{*1}に対し、学費や生活費などを給付等する介護施設等^{*2}とする。

※ 1 ……介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語学校在学生及び介護福祉士養成施設在学生。なお、介護福祉士養成施設の正規の修学期間を修了するものであること。

※ 2 ……所轄庁の指定を受けて介護保険法上の介護事業を行う法人又は施設・事業所等

(4) 対象経費及び補助上限額

対象経費及び補助上限額は下表のとおりとする。

	補助上限額			補助対象期間
	対象経費	基準額	補助率	
日本語学校	・学費※ ³	年額 600,000 円以内	基準額の 1／3	1年以内※ ⁵
	・居住費などの生活費※ ⁴	年額 360,000 円以内		
介護福祉士 養成施設	・学費※ ³	年額 600,000 円以内	基準額の 1／3	正規の修学 期間※ ⁵ (2～4年)
	・入学準備金	200,000 円以内 (1回限り)		
	・就職準備金	200,000 円以内 (1回限り)		
	・介護福祉士試験受験対策費用	一年度 40,000 円以内		
	・居住費などの生活費※ ⁴	年額 360,000 円以内		

※3 … 「学費」と別に設定されている費用（例：施設利用料、実習費等）も含めて給付等が行われている場合、実施主体が必要と判断するものであれば対象として差し支えない。

※4 … 民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する経費。

（学費・介護福祉士試験受験対策費用を除く。）通学等のための交通費等についても、実施主体が必要と判断するものであれば対象として差し支えない。

なお、受入介護施設が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り、以下①②のとおり基準額の加算を行っても差し支えないこととする。

① 年額 240,000 円以内の加算

② 入居に係る初期費用等について、該当月に限り、月額 50,000 円以内の加算

※5 … 本人の病気や、新型コロナウイルス感染症の影響等の真にやむを得ないと実施主体の長が認める事由により留年した期間中については助成対象期間に含めて差し支えない。

（5）補助金の返還

介護施設等が留学生に対して学費や生活費などを給付等したもの、当該学費や生活費などが介護施設等に返還された場合は、当該介護施設等に支給された補助金を返還させるものとする。

（6）他制度との併給

留学生が介護福祉士修学資金貸付事業等の類似する他の国庫補助事業を受けている場合は本事業の対象としない。

ただし、日本語学校修学分について本事業を活用し、介護福祉士養成施設修学分に他制度を活用するなど、本事業と他制度が重複しない場合は差し支えない。（例えば、介護福祉士修学資金で生活費加算を受けず、本事業で介護福祉士養成施設における居住費などの生活費を利用することも可能）

(7) 留意事項

本事業の実施にあたっては、別添「留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項」（平成30年3月法務省入国管理局）を十分に参照すること。

2 外国人留学生及び1号特定技能外国人のマッチング支援事業

(1) 事業の目的

介護福祉士養成施設への留学を希望する者（以下「留学希望者」という。）と介護福祉士養成施設、または介護分野の特定技能により日本の介護現場での就労を希望する者（以下「特定技能就労希望者」という。）と介護施設等とのマッチングを適切に行う。具体的には、マッチング支援団体が、外国人介護人材の送り出し国において留学希望者や特定技能就労希望者に関する情報収集を行うとともに、マッチング対象となる双方に必要な情報を提供することにより、留学希望者や特定技能就労希望者の円滑な受入支援体制を構築することを目的とする。

(2) 実施主体

都道府県（都道府県が適当と認める団体に委託又は補助することは可能）とする。
また、市区町村への補助により実施することも可能とする。

(3) 対象経費

実施主体（マッチング支援を行う団体）が実施する次の経費について補助する。

- ア 管内の介護施設等に情報提供するため、留学希望者や特定技能就労希望者等に関する情報収集のための送り出し国への渡航費、現地滞在費、通訳費
- イ マッチング支援を必要とする管内の介護施設等^{※1}及び介護福祉士養成施設に関する情報収集に必要な経費

※ 1…所轄庁の指定を受けて介護保険法上の介護事業を行う法人又は施設・事業所等

- ウ 留学希望者や特定技能就労希望者等に、介護施設等や介護福祉士養成施設の情報を提供するために必要な経費（合同説明会の開催経費や日本の介護に関するPR動画の作成経費等）

- エ マッチング支援を推進することを目的として設置する協議体の運営に必要な経費

- オ その他マッチング支援に必要な経費

※ なお、国内の日本語学校に通う留学生を対象とした、管内の介護福祉士養成施設がPRを行う場合に必要な経費については、地域医療介護総合確保基金のメニュー「将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業」を活用することができる。

(4) 留意事項

- ア 本事業を団体に委託して実施する場合は、

- ・ 留学希望者や特定技能就労希望者等に関する情報収集、
- ・ 介護福祉士養成施設や介護施設等への送り出し国で収集した情報の提供、
- ・ 現地での合同説明会の開催

等マッチング支援を十分に行うことができる能力があり、公費を投入する観点から特定の団体・介護施設等に有利にならないよう公平性・中立性を確保できる団体を選定すること。

イ 送り出し国における留学希望者や特定技能就労希望者等に対して、養成施設への入学条件や就労先での労働条件などについて、不明瞭であいまいな情報提供をせず、正確な情報を提供すること。

ウ (3) のエの協議体の設置・運営にあたっては、介護関係団体、関係行政機関、外国人材の受入れに知見を有する団体等を構成員とし、関係者・関係団体の知見を広く取り入れること。また、本事業を委託して実施する場合は、都道府県は協議体の設置・運営に積極的に関与すること。

なお、地域医療介護総合確保基金のメニューである「介護人材確保対策連携強化事業」等を活用して協議体を設置している場合は、当該協議体に本事業のマッチング支援を推進するための「外国人介護人材部会」を設けるなどにより、機能をもたせることも考えられる。

外国人介護人材研修支援事業実施要綱

1 事業の目的

外国人介護人材の介護技能向上のための集合研修を実施するとともに、一定の介護技能等を有する外国人介護人材に対する資質向上支援を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

2 実施主体

都道府県（都道府県が適当と認める団体に委託又は補助することは可能）とする。また、市区町村への補助により実施することも可能とする。

3 事業内容

（1）介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象とした集合研修等の実施

都道府県等の管内で就労する介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人（以下「研修対象者」という。）の介護技能を向上することを目的として、集合研修を実施する。

なお、他の在留資格で就労する者も含めて集合研修を実施することは差し支えないが、その場合は合理的な方法により費用按分を行い、上記の研修対象者に係る経費のみを補助対象とすること。

集合研修の実施にあたっては、以下のアからオまでの内容に留意した研修実施計画を作成すること。

ア 研修内容

研修内容は、介護技能の向上をはじめ、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考えられる内容（「介護の基本」、「コミュニケーション技術」、「移動、食事、衣服の着脱、排泄及び入浴の介護」、「文化の理解」、「介護の日本語」、「認知症の理解」等）とすること。また、研修は講義（座学）のみならず、演習を取り入れて行うこと。

イ 研修体制

研修講師は、外国人の介護職員を対象として、介護の領域の講義等を教授した経験を有する者など、研修を適切に実施することができる者を選定すること。また、通訳や日本語指導の専門家を配置するなど、研修対象者が効果的に学習できるような体制を組むこと。

また、研修対象者の入国年次等によって介護技能及び日本語能力に差があることが考えられるため、研修を実施する前に、研修対象者数や個々の能力等を把握し、必要に応じてグループに分けて研修を行うなど、個々の能力に応じて効果的な研修体制を組むよう努めること。

ウ 研修成果等の確認

研修の実施にあたっては、その研修成果を把握することが重要であることから、研修のねらい、到達目標、修得する技能等をあらかじめ明確にしておくこと。また、研修の開始時と終了時にテスト等を実施するとともに、研修対象者への受講アンケートを実施するなど、受講者の研修成果や今後の研修運営に関する改善点等を把握するための取組を行うこと。

エ 研修期間

研修内容、研修体制等に応じた研修期間を設定すること。

なお、研修対象者への学習効果を向上することや、当該地域の研修対象者同士の交流機会を確保すること等の観点から、事業実施期間を通じて、定期的に複数回実施する方法も考えられる。

オ 研修教材

研修教材の作成にあたっては、介護や日本語等の専門家の意見を踏まえて、効果的な学習ができるように配慮すること。

なお、国の補助事業として作成した「介護の日本語テキスト」や、介護の日本語学習に関するWEBコンテンツ「にほんごをまなぼう」を、研修中や研修実施前後に積極的に活用するなど既存の学習ツール等も有効に活用すること。

カ その他

本事業は集合研修を実施することが基本であるが、研修対象者の受入状況や就労場所の地理的要因などを踏まえて、各地域の実情に沿う方法により研修を実施することも可能とする。このため、研修内容のうち一部を集合研修以外の方法で実施することや、研修対象者のうち一部に対し集合研修以外の方法で実施することも可能である。集合研修以外の方法としては、例えば、研修講師が研修対象者の受入施設に訪問すること（施設訪問型）により研修を実施する方法が考えられる。

（2）外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修の実施

実施主体は、外国人介護人材受入施設における受入体制整備を推進することを目的として、外国人介護人材受入施設（受入予定施設を含む）の職員を対象にした研修を実施することができる。研修内容は、外国人介護人材を受入れるにあたり施設等において必要な準備、外国人介護人材が安心して就労することができるサポートのあり方、円滑にコミュニケーションを図る方法、文化・風習への配慮事項、介護技術の指導方法、学習支援方法に関する知識や技能に関する研修、外国人介護人材受入事例の紹介などが考えられるが、地域の実情に応じて必要な研修内容を検討すること。なお、本研修の対象施設等は、在留資格にかかわらず外国人の介護職員を雇用する施設等を対象とできる。

また、外国人介護人材に対する資格取得支援等については、社会保障審議会介護保険部会の意見書（令和4年12月20日）において「日本語学習や生活相談の支援とともに介護福祉士の資格取得支援等を推進することが必要である」とされている。このことから、外国人介護人材がどの施設で勤務していても、適切な学習支援等が行われるよう、受入施設の外国人教育担当職員等を対象に、外国人介護人材の学習支援方法に関する知識や技能に関する研修を実施することは重要であることから、本事業の積極的な活用をお願いしたい。

（3）研修講師の養成研修の実施

実施主体は、上記の（1）又は（2）に基づき実施する研修の質の向上を図ることを目的として、当該研修講師（講師予定の者を含む）を養成するための研修を行うことができる。研修内容は、上記の（1）のア又は（2）の研修を適切に実施するための知識・技術の習得などが考えられるが、地域の実情に応じて必要な研修内容を検討すること。

4 オンライン方式による研修実施の場合の留意点

3の（1）から（3）までについては、オンライン方式による研修の実施も可能であるが、その実施にあたっては、以下の（1）から（3）までに留意すること。なお、研修内容や研修体制、研修期間等については、原則として、3の（1）から（3）までの内容を踏まえて設定すること。

（1）実施要件

例えば、実施主体において、以下のいずれかにあてはまると判断する場合はオンライン方式による研修を実施して差し支えない。

- ・ 感染症拡大等の影響により、集合形式による実施が困難である場合
- ・ 研修の実施規模や対象範囲等を踏まえ、集合形式よりもオンライン方式による研修の方が効率的に実施できる場合
- ・ 研修内容が、オンライン方式による研修でも適切に実施できる内容である場合

（2）教材・マニュアル

教材については、3の（1）については「○ 研修教材」の内容を参考とするほか、各実施主体において用意する教材を活用して実施しても差し支えない。

また、オンライン方式による研修が円滑に実施できるよう、マニュアルを整備しておくこと。なお、研修の実施に当たっては、国の補助事業として作成した、オンライン方式による研修を実施する際の教材やマニュアルを配布しているので、適宜活用をお願いしたい。

（3）対象経費

オンライン方式での研修の実施のために必要な経費であれば対象として差し支えないが、例えば、機材の購入を行う場合など、オンライン方式での研修の実施以外にも使用することを想定している場合については、合理的な方法により費用の按分を行い、オンライン方式での研修の実施に係る経費のみを補助対象とすること。

また、オンライン方式での研修の実施において、3の（1）から（3）までと関係ない内容の研修が併せて実施されるような場合や、3の（1）から（3）までの研修対象者等以外の者が受講されるような場合については、合理的な方法により費用の按分を行い、3の（1）から（3）までの内容又は研修対象者等に係る経費のみを補助対象とすること。

5 補助上限（基準）額

補助上限額は、3の（1）から（3）までにかかる経費を合計し、300万円とする。

ただし、例えば離島や中山間地域等、地域の地理的条件により管内複数か所で集合研修を実施する場合や、地域の社会資源（研修会場等）を有効に活用し、かつ、効率的に事業を実施してもなお、当該上限額を超えた経費が必要になると実施主体が判断する場合は、この限りではない。

外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要綱

1 事業の目的

経済連携協定（EPA）又は交換公文に基づき入国し、介護施設等で就労しながら介護福祉士国家資格の取得を目指す者（以下「外国人介護福祉士候補者」という。）に対して、日本語及び介護分野の専門知識に係る学習の支援を行うことで、介護福祉士国家試験に合格できるようにすることを目的とする。

2 実施主体

都道府県とする。また、市区町村への補助により実施することも可能とする。

3 事業内容

実施主体は、外国人介護福祉士候補者の受入施設における次に掲げる経費について補助等をすることができる。

（1）就労中の外国人介護福祉士候補者の日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）、介護分野の専門知識の学習（民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等）及び学習環境の整備に要する経費

（2）就労中の外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修の受講に要する経費

（3）外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する経費

4 補助上限（基準）額

（1）3の（1）に係る経費

外国人介護福祉士候補者1人当たり 150千円

ただし、年度途中から就労を開始する者や帰国等する者については、就労実態に応じて補助額を月割り等すること。

（2）3の（2）に係る経費

外国人介護福祉士候補者1人当たり 75千円

（3）3の（3）に係る経費

1受入施設あたり	60千円
----------	------

5 留意事項

- (1) 本事業の実施にあたっては、外国人介護福祉士候補者の受入施設に対し、外国人介護福祉士候補者の日本語能力及び介護分野の専門知識等に係る学習の進捗の取得状況に応じた学習支援計画等の策定を求め、提出させること。
- (2) 本事業の実施に携わる者は、外国人介護福祉士候補者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならないこと。
- (3) 3の(2)の喀痰吸引等研修の受講に要する経費については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）附則第13条第1号イに規定する第一号研修又は同号ロに規定する第二号研修の受講に係る経費を対象とする。なお、当該第二号研修のうち、基本研修及び実地研修の受講後に、追加的に実地研修のみを受講する場合の経費については、対象としない。
また、当該経費に係る補助金の交付については、当該年度中に外国人介護福祉士候補者が、当該研修を受講する場合であって、当該外国人介護福祉士候補者1人当たり、日本での滞在期間中1回までを対象とする。ただし、受講する喀痰吸引等研修が当該年度内に終了しない場合は、4の(2)に掲げる当該研修の受講に要する基準額の範囲内で、当該年度内に係る経費を月割りにして計上する。
- (4) 本事業は、地域医療介護総合確保基金の「外国人介護人材受入施設等環境整備事業」による補助を受けている場合には対象としない。ただし、当該事業による補助内容が本事業の補助内容と重複しない場合はその限りではない。

外国人介護人材受入施設等環境整備事業実施要綱

1 事業の目的

外国人介護人材を受入れる（予定を含む）介護施設等（以下「外国人介護人材受入施設等」という。）において、外国人介護人材とのコミュニケーション支援、介護福祉士の資格取得を目指す外国人介護人材への学習支援、メンタルヘルスケア等の生活支援を行うことにより、介護業務に従事する外国人介護人材が円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

また、外国人留学生が在籍する介護福祉士養成施設において、留学生に適切な教育を行うための教員の質の向上に資する研修や介護福祉士試験対策として必要な取組を行うことにより、留学生に質の高い教育を提供し、介護福祉士試験に合格できるよう支援することを目的とする。

2 実施主体

都道府県とする。また、市区町村への補助により実施することも可能とする。なお、3の（4）の取組については、介護福祉士養成施設への補助又は別の機関への委託による実施も可能とする。

3 対象経費

実施主体は、外国人介護人材受入施設等の（1）から（3）までの取組にかかる経費の一部を補助することができる。また、介護福祉士養成施設等の（4）の取組にかかる経費について補助等をすることができる。

（1）外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組

- ・雇用予定の外国人材が母国を出国する前に雇用予定先の介護施設等とオンラインによる通話を行うために必要な経費
- ・介護業務マニュアル（介護の手順、介護用語の統一化等）の作成等に必要な経費
- ・介護業務マニュアルの翻訳に必要な経費
- ・多言語翻訳機の購入又はリースに必要な経費
- ・外国人介護職員の日本語学習の支援（日本語講師による教育等）に必要な経費
- ・外国人介護職員受入施設等の職員が異文化理解を図るために教育・研修を受講又は実施するために必要な経費
- ・コミュニケーションの促進に資するような研修の受講経費
(例：介護技能実習評価試験の評価者養成講習、介護職種の技能実習指導員講習等)

- ・その他外国人とのコミュニケーションの促進に必要と考える経費

(2) 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組

- ・外国人介護職員を対象に資格取得を目指すために必要な教材の購入、外部講習等への参加、日本語講師による教育に必要な経費
- ・その他外国人介護職員が介護福祉士の資格取得に必要と考える経費

(3) 外国人介護職員の生活支援に必要な取組

- ・孤立防止やホームシック等メンタルヘルスケアに必要な経費
- ・地域の日本人や外国人との交流を促進するための交流会開催等に必要な取組
- ・その他外国人介護職員の生活支援に必要と考える経費

(4) 介護福祉士養成施設等に在籍する留学生への教育の質の向上に必要な取組

- ・留学生向けの介護福祉士試験対策教材の作成に必要な経費
- ・留学生の指導方法等に関する教育の手引きの作成に必要な経費
- ・教員が異文化理解の教育・研修を受講するために必要な経費
- ・その他留学生への教育の質の向上に必要と考える経費

※介護福祉士養成課程のカリキュラム外の取組として、留学生に対する日本語学習等の課外授業の実施に必要な経費を除く。(地域医療介護総合確保基金のメニュー「将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業」を活用することができる)

4 補助金の上限額

3の(1)から(3)までの取組にかかる補助上限額（基準額）及び補助率は以下のとおりとする。なお、1法人に複数の受入介護施設等がある場合は、実施主体の判断において、例えば法人単位で補助総額を設ける等の対応を可能とする。

なお、3の(4)の取組にかかる経費については補助上限額等は定めず、当該取組の実態に応じて補助等ができるものとする。

補助対象	補助上限額（基準額）	補助率
外国人介護人材受入施設等	300,000円 (1施設等あたり)	基準額の2/3 (※)

※例えば3の(1)から(3)までの取組にかかる経費が30万円である場合、そのうち20万円を補助することができる。

5 留意事項

(1) 3の(1)から(3)までの取組については、在留資格の種類にかかわらず外国人介護人材が雇用されている（雇用予定を含む）受入施設等を補助対象とすることがで

きる。ただし、雇用予定である受入施設等に補助する場合は、雇用予定であることを証明する書面を提出させるなど必要な対応を行うこと。

- (2) 3の(1)から(3)までの取組について、同年度、地域医療介護総合確保基金の「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」による補助を受けている場合は補助対象としない。ただし、当該事業による補助内容が、3の(1)から(3)までの取組内容と重複しない場合はその限りではない。
- (3) 3の(4)の取組について補助する場合は、在籍する留学生を介護福祉士試験に合格させるための取組を行っていることを確認すること。また、養成施設等職員（教職員等）の給料等人件費に補助金を充てることは認められない。